

法第4条の3第2項の厚生労働省令で定める劇物

1	アンモニア及びこれを含有する製剤。ただし、アンモニア10%以下を含有するものを除く。
2	塩化水素及びこれを含有する製剤。ただし、塩化水素10%以下を含有するものを除く。
3	塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて10%以下を含有するものを除く。
4	塩基性酢酸鉛
5	塩素
6	過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素6%以下を含有するものを除く。
6の2	キシレン
7	クロム酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、クロム酸鉛70%以下を含有するものを除く。
8	クロロホルム
9	硅弗化ナトリウム
9の2	酢酸エチル
10	酸化水銀5%以下を含有する製剤
11	酸化鉛
12	四塩化炭素及びこれを含有する製剤
13	重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤
14	砒酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、砒酸として10%以下を含有するものを除く。
15	硝酸及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸10%以下を含有するものを除く。
16	水酸化カリウム及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。
17	水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。
17の2	トルエン
18	ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。
19	メタノール
19の2	メチルエチルケトン
20	硫酸及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸10%以下を含有するものを除く。